

北空知 J R 留萌本線問題検討会議幹事会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、北空知 J R 留萌本線問題検討会議規約第6条の規定に基づき、北空知 J R 留萌本線問題検討会議幹事会（以下「幹事会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 幹事会は、北空知 J R 留萌本線問題検討会議（以下「検討会議」という。）会長の指示を受け、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 検討会議提出議案の検討及び調整に関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 幹事会の幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会に幹事長を置く。
- 3 幹事長は、検討会議会長所在地より選出する。
- 4 幹事長は、幹事会を総括し、これを代表する。

(会議)

第4条 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。

- 2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 幹事は、会議に代理人を出席させることができる。

(庶務)

第5条 幹事会の庶務は、検討会議会長所在地において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月27日から施行する。

<別表>

北空知 J R 留萌本線問題検討会議幹事会幹事

構成市町	所 属	役 職	摘 要
深 川 市	深川市	企画総務部長	幹 事 長
		企画財政課長	
	深川市議会	事 務 局 長	
	深川商工会議所	専 務 理 事	
	きたそらち農業協同組合	総 務 部 長	
妹背牛町	妹背牛町	企画振興課長	
	妹背牛町議会	事 務 局 長	
	妹背牛商工会	事 務 局 長	
秩父別町	秩父別町	企 画 課 長	
	秩父別町議会	事 務 局 長	
	秩父別町商工会	事 務 局 長	
	北いぶき農業協同組合	管 理 部 長	
北 竜 町	北竜町	企画振興課長	
	北竜町議会	事 務 局 長	
	北竜町商工会	事 務 局 長	
沼 田 町	沼田町	政策推進室長	
	沼田町議会	事 務 局 長	
	沼田町商工会	事 務 局 長	